



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 山添 慎一郎
(兵庫県弁護士会所属)



第150回 サステナビリティ開示と非上場企業

1 Scope 3 開示義務付けの検討

金融庁が、プライム市場上場企業（又はその一部）を対象に、温室効果ガス排出量の開示を義務付ける検討に入ることが、日本経済新聞等により報じられています。現在でも、一定量以上の温室効果ガスの排出を行う事業者については、地球温暖化対策の推進に関する法律により排出量の報告が求められていますが、今回の検討は、有価証券報告書等における開示の義務付けを巡るものです。

特に注目されるのは、Scope 3を含めた開示の義務付けを検討するとされている点です。Scope 3とは、ある事業者が、事業活動の中で自ら（又は自社グループ内で）直接排出する温室効果ガス（Scope 1）ではなく、他者の活動を通じて間接的に排出する温室効果ガスのうち、他者から供給を受ける電気や熱・蒸気にかかる排出（Scope 2）以外のものを指しています。例えば、原材料の調達や加工、部品の製造、輸送や配送、廃棄物の処理などがこれに当たります（Scope 1に該当する場合を除く）。

2 分かれる諸外国の対応

Scope 3の開示を巡る諸外国の対応は分かれています。

アメリカの証券取引委員会（SEC）は、2024年3月、改正気候関連開示規則を採択しましたが、そこでは、当初の改正案に含まれていたScope 3開示義務の条項が削除されました（産業界や野党の反対が背景にあるとされています）。

これに対し、既にEUでは、重要なカテゴリーについてのScope 3開示を段階的に義務付ける欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）が2024年1月から適用されています。また、シンガポールにおいても、上場企業（2026年度から）や、一定規模以上の売上高の非上場企業（2029年度から）について、Scope 3の報告を義務付ける方針が示されています。

3 2つの算定方法

Scope 3排出量は、（実測する場合を除け

ば）活動量や売上高等の数値に、一定の係数を乗じて推計することとなりますが、その際にも大きく2つの算定方法があります。1つは、自社の事業活動に関する数値（生産数、購入量、売上高等）に、カテゴリー別の一般的な係数を乗じて算定する方法で、もう1つは、取引先等からその事業活動に関する数値の情報提供を受け、それを用いて算定する方法です。

前者の算定方法は、比較的簡便ではありますが、算定結果が基本的に活動量や売上高等に比例して増減するため、活動量や売上高等に占める温室効果ガス排出量の割合の改善にはつながりにくい難点があります。そこで、Scope 3についてこれを改善しようとする場合、後者の算定方法も検討することとなりますが、そこでは取引先との協力・連携が必要となります。

4 「非上場企業には無関係」とはいきれない

開示義務の課されない事業者であっても、開示義務対象企業（又は開示に積極的な企業）と（間接的にでも）取引がある場合には、その企業から温室効果ガス排出量に関する情報提供のリクエストを受ける可能性があります（取引基本契約書等のひな型に条項が設けられることもあります）。そのようなときに、必要な情報をスムーズに提供でき、かつ、相手方企業のScope 3排出量の値を下げることに貢献できれば、取引先選択に際しての一つのアドバンテージとなりえます。その一方で、非公開情報の提供をリクエストされることも想定されるため、どこまでの開示に応じるかという点についても注意が必要です。

開示義務の導入の議論も相まって、日本でも今後、Scope 3開示についての認知度が上がっていくことが予想されます。取引先から情報提供のリクエストを受けて困惑するということがないように、制度の概要や算定方法の仕組みなどについて、今のうちに理解を深めていただくのがよいのではないかと思います。